

戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正箇所・概要

○戸田市屋外広告物条例の改正箇所・概要

- 1 (適用除外) 第 7 条第 5 項第 3 号において、広告料収入を公益上必要な施設の設置維持管理費に充てる場合に市長の許可を出すことが可能となる規制緩和の規定を追加します。(以下「公共デジタルサイネージ」という。)

改正条文(全文追加)

「(3) 公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの」

- 2 (適用除外) 第 7 条第 6 項において、広告料収入を地域における公共的取組の活動費に充てる場合に市長の許可を出すことが可能となる規制緩和の規定を追加します。(以下「エリアマネジメント活動」という。)

改正条文(全文追加)

「6 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、その広告料収入を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第 4 条及び第 5 条(第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号を除く。)の規定は、適用しない。」

- 3 (広告物等の管理) 第 16 条において、広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者も屋外広告物を良好に保持する管理義務の明確化をします。

改正条文(下線部追加)

「第 16 条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者(管理する者が置かれているときは、その者) 若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(以下「広告物の所有者等」という。) は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。」

- 4 (点検) 第 16 条の 2 において、広告物の所有者等は、管理者の資格のある

者による**定期的な**点検義務の規定を追加します。また、同条第2項において、許可申請（更新など）の際に点検結果の提出義務を明記します。なお、現行の施行規則においても、提出義務の規定があり、施行規則における規定から条例における規定へと位置づけを変更するものです。

改正条文（全文追加）

「第16条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、前条第3項に定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況**を定期的に点検させなければならない。**ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可の申請を行う場合には、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。」

5 その他

条項ずれの修正や、文言の整理をします。

○戸田市屋外広告物条例施行規則の改正箇所・概要

- 1 （表示又は設置の許可申請等）第3条第4号において、「条例第16条の2」に基づく点検結果の提出である旨を明確化します。

改正条文（下線部追加・修正）

「(4) 既に設置されている掲出物件（申請の日において、設置した日から3月を経過していない掲出物件及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。）に広告物を表示しようとする場合には、条例第16条の2に定める点検結果として屋外広告物等自主点検結果確認書屋外広告物等安全点検報告書（第2号様式）

- 2 （適用除外の許可申請等）第6条第2項において、「条例第7条第5項第3号【公共デジタルサイネージ】若しくは第6項【エリアマネジメント活動】」に規定する許可を受けようとする場合の提出書類の定義を追加します。

改正条文（全文追加）

「2 条例第7条第5項第3号若しくは第6項に規定する許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副2通に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号に掲げる書類

(2) 条例第7条第5項第3号若しくは同条第6項に掲げる広告物又は掲出物件に該当することを証する書類等」

- 3 (点検項目) 第14条として、「条例第16条の2第1項」における点検事項について新たな条を追加し、明確化します。

改正条文(全文追加)

「第14条 条例第16条の2第1項の点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、当該広告物又は掲出物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について実施するものとする。」

- 4 (点検の適用除外) 第14条の2として、「条例第16条の2第1項ただし書き」の点検不要広告物について、新たな条を追加し、定義します。

改正条文(全文追加)

「第14条の2 条例第16条の2第1項ただし書きの規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件とする。

(1) 貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕(つり下げを含む。)、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物

(2) 条例第7条第1項、第2項及び第7項に掲げる広告物又は掲出物件で法令の規定により、条例第16条の2第1項の点検と同程度の点検を実施することとされているもの。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が条例第16条の2第1項の規定による点検の必要が無いと認めるもの」

- 5 (一般広告物の許可基準) である別表第2の1にバス停上屋の許可基準を定義します。

改正文(全文追加)

バス停上屋利用広告物	1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。
------------	--------------------------

- 6 別表第2の4として、「条例第7条第5項第3号【公共デジタルサイネージ】及び第6項【エリアマネジメント活動】に係る許可の基準」について新たに規定を追加します。

なお、別表第2の4の許可の基準については、「条例第7条第5項第1号【禁止地域における自家広告物の許可基準】とこれに規定のない種類の広告物は「条例第6条【一般広告物の許可基準】」に準じて定義します。

改正文（全文追加）

4 条例第7条第5項第3号及び第6項に係る許可の基準

広告物の種類	基準
全ての広告物	(1) 周辺の景観に調和した色彩、意匠等に配慮すること。 (2) 広告物又は掲出物件には、広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てる旨、若しくは、法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、表示者又は設置者の氏名又は名称及び、広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用に充てる旨が明示されていること。

建造物利用広告物	屋上利用広告物	(1) 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積（１の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積。第２号アにおいて同じ。）は、１０平方メートル以下であること。 イ 上端の高さは、地上から１２メートル以下であること。 (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合 ア 表示面積は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積の１０分の１（当該面積が１０平方メートルに満たないときは、１０平方メートル）以下であること。 イ 上端の高さは、軒高の３分の５以下で、かつ、地上から４８メートル（当該軒高の３分の５が１２メートルに満たないときは、地上から１２メートル）以下であること。 ウ 表示面積が３０平方メートルを超え、かつ、上端の高さが地上から１０メートルを超える場合については、当該表示面積（広告物を表示する面が２以上あるものにあつては、それぞれ１の面の面積）の３分の１以上の部分は、次に掲げるとおりとする。 （ア） 色相がＲ、ＹＲ又はＹである色彩については、彩度８以下の色彩であること。 （イ） （ア）に掲げる色相以外の色彩については、彩度６以下の色彩であること。 (3) 壁面から突き出していないこと。
----------	---------	---

	壁面利用広告物	(1) 表示面積（１の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積）は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する１の壁面の面積の５分の１以下であること。ただし、都市計画法第８条第１項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、１０分の３以下であること。 (2) 上端の高さは、軒高以下であること。 (3) 建築物の３階以上の階にある窓その他の開口部分の全部又は一部を塞いで表示し、又は設置しないこと。 (4) 表示面積が３０平方メートルを超え、かつ、上端の高さが地上から１０メートルを超える場合については、当該表示面積の３分の１以上の部分は、次に掲げるとおりとする。 ア 色相がＲ、ＹＲ又はＹである色彩については、彩度８以下の色彩であること。 イ アに掲げる色相以外の色彩については、彩度６以下の色彩であること。
	突出し広告物	(1) 表示面積は、６平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。 (3) 壁面からの突出し幅は、１．２メートル以下であること。 (4) 道路上に突き出す場合の下端の高さは、歩道上にあっては路面から３メートル以上、車道上にあっては路面から４．５メートル以上であること。
広告物	建築物から独立した	(1) 表示面積は、１０平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から１０メートル以下であること。 (3) 自己の住所等における設置個数は、４個以下であること。 (4) 道路上に突き出す場合の下端の高さは、歩道上にあっては路面から３メートル以上、車道上にあっては路面から４．５メートル以上であること。
掛看板		表示面積（広告物を表示する面が２以上あるものにおいて、それぞれ１の面の面積）は、２平方メートル以下であること。

広告幕（つり下げを含む。）		長さは、15メートル以下で、かつ、幅は、1.2メートル以下であること。
広告旗		(1) 表示面積（広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積）は、2平方メートル以下であること。 (2) 高さは、3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 1の広告旗から他の広告旗までの距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所等につき3個以下の掲出については、この限りでない。
電柱街灯柱等利用広告物	袖付広告物	(1) 縦の長さは、1.2メートル以下で、かつ、出幅は、0.6メートル以下であること。 (2) 道路上に突き出す場合の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。 (3) 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものについては、当該歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告物	上端の高さは、地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。
貼り紙、貼り札及び立看板		(1) 貼り紙又は貼り札に係る表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 立看板に係る大きさは、縦（脚部を含む。）の長さが1.8メートル以下で、かつ、横の長さが0.6メートル以下であること。 (3) 貼り札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。 (4) 1の立看板から他の立看板までの距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所等につき3個以下の設置については、この限りでない。

アドバルーン	(1) 気球部分の直径は、3メートル以下であること。 (2) 広告幕（網を含む。）の長さは、15メートル以下で、かつ、幅は、1.5メートル以下であること。 (3) 上端の高さは、地上から4.5メートル以下であること。
アーチ利用 広告物	(1) アーチ（支柱部分を除く。次号において同じ。）の上端の高さは、歩道上にあっては路面から5.5メートル以下、車道上にあっては路面から7.5メートル以下であること。 (2) アーチの下端の高さは、歩道上にあっては路面から3.5メートル以上、車道上にあっては路面から5メートル以上であること。 (3) アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは、地上から3メートル以下で、かつ、その下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。
標識利用 広告物	表示面積（広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積）は、0.5平方メートル以下であること。
自動車利用 広告物	次のいずれかに該当するものであること。 (1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの (2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあっては1平方メートル以下、後部にあっては0.3平方メートル以下であるもの
バス停上屋 利用広告物	1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。

7 第2号様式（屋外広告物等自主点検結果確認書）を、国土交通省が定めた「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」に基づき、点検項目を4項目から17項目へ変更し、名称を「屋外広告物等安全点検報告書」に改正します。

8 その他
条項ずれの修正や、文言の整理をします。